

30年度 公文書開示（9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	H30.9.3	H30.9.14	「アスベスト資材を使用した新都庁舎建設に関する住民監査請求の監査結果後」 1 アスベストの処理計画書 2 アスベスト処理工事 3 アスベスト撤去工事 以上の証拠となるすべての文書、資料、図面等の一式				1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課
2	H30.9.3	H30.9.14	「アスベスト資材を使用した新都庁舎建設工事について」 1 予算 2 実績額 3 撤去費用があるときは、その実額 以上の予算書等の全ての金額が分る（議会提出資料、報告書、決裁文書等）の全ての証拠となる資料				1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課
3	H30.9.3	H30.9.14	「アスベスト資材を使用した東京都保有建築物のうち、平成元年より平成30年8月31日までにそのアスベスト資材を全て撤去した建物（都立学校）の」 1 撤去費用 2 補修工事金額				1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課

30年度 公文書開示（9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
4	H30.9.4	H30.9.18	住民監査請求の監査結果について（1件） 住民監査請求に係る請求人陳述速記録（1件） 住民監査請求に係る陳述時に請求人が提出した証拠目録（1件） 住民監査請求に係る陳述時に請求人が提出した証拠（7件） 住民監査請求の処理方針について（5件） 住民監査請求の提出について（3件） 東京都職員措置請求書（3件） 住民監査請求書（2件） 住民監査請求書添付書類（3件） 事実証明書（10件） 住民監査請求の要旨について（1件）			1												請求人の住所、職業、氏名及び電話番号並びに住民票記載事項、代理人の氏名、住所、電話番号及びファクシミリ番号、対象工事の発注者及び受注者の氏名及び年齢、工事に係る都側の調査担当者の職氏名、開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号、事実証明書中の題字、顔写真、電話番号及びFAX番号並びに個人の氏名は、特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。（7条2号） 対象工事の受注者の名称並びに債権者の債権者コード、口座情報コード、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人名は、法人に関する情報であって、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。（7条3号） 東京都監査委員割印、請求人の認印、請求人代理人印、住民票発行者印及び委任者の認印の印影は、容易に複製され、文書偽造に利用されるおそれがあり、犯罪の予防に支障があるため。（7条4号）	監査事務局総務課
5	H30.9.4	H30.9.18	東京都がアスベストを使用した都庁第二庁舎に関し、次の事項につき具体的かつ客観的な理由・根拠を提示下さい。 1 都庁第二庁舎にアスベスト使用後現在まで、都議会においてその後の対応処理・改善取組み等全ての公表・説明等（都議会議事録・各種委員会マスコミ等）した具体的な全ての証拠を提示下さい。 2 現在、都庁第二庁舎におけるアスベスト含有資材は、撤去されたのか否か (1) 撤去された場合、その資材の種類、 (2) アスベストと比較して、人体上、何の基準が安全なのか、具体的かつ客観的な理由、根拠の全ての証拠をその数値データにて提示下さい。 (3) アスベスト含有資材が撤去されていない場合、その理由・根拠の全ての証拠を提示下さい。以上					1										請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課

30年度 公文書開示（9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	H30.9.4	H30.9.18	<p>1 東京都情報公開請求なるものは都民にとっていかなる存在価値があるものか、現職の</p> <p>(1) 東京都知事 (2) 各局長 (3) 各部長</p> <p>以上の者の具体的かつ客観的で我々都民に明確に説明できる理由・根拠となる全ての証拠（議会答弁、発言、議事録、各種報告書、回覧文書、決裁文書）を提示さい。</p>					1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課